

指定審査機関における書類等の保存方法等に関する規定

平成29年5月30日制定  
製造請負事業改善推進協議会 認証委員会

製造請負優良適正事業者認定制度 指定審査機関における書類等の保存方法等について、以下のとおり定める。

(定義)

第1条 この規程において、「申請書類等」とは製造請負優良適正事業者認定制度の審査を申請しようとする事業者（以下「審査受審事業者」という）が、指定審査機関に提出した審査に必要な書類をいう。

(取扱い)

第2条 指定審査機関は、申請書類等の紛失・漏えいがないように次の要領に従い、適切に取り扱わなければならない。

1. 原則として申請書類等の複写は行わないこと。やむを得ず複写する場合には、原本も含めてそれぞれ保管責任者を明らかにしておくこと。
2. 申請書類等はロッカー等に施錠の上、保管すること。
3. 申請書類等を第三者に閲覧させないこと。
4. 保存期間が経過した申請書類等は、遅滞なく焼却・裁断等により完全に滅却処理すること。

(保存期間)

第3条 申請書類等の保存期間は、認定又は不認定日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(附則)

第4条 本規定は平成29年6月1日から施行する。

(以上)